

北 九 州 市
新型インフルエンザ
対策マニュアル

市役所業務・医療関係機関等から
排出される廃棄物処理マニュアル

平成 2 1 年 5 月
北九州市 環境局

目 次

第 1 章 総 則

第 1 廃棄物処理マニュアルの目的	2
第 2 廃棄物処理マニュアルが対象とする廃棄物	2
第 3 感染性廃棄物の定義	2
1 廃棄物処理法における感染性廃棄物に関する規定	
2 医療関係機関等の定義	
3 感染性廃棄物の判定方法	
4 市役所業務から生じる廃棄物の感染性廃棄物の判定	
第 4 廃棄物からの新型インフルエンザ感染に関する基本的事項	3

第 2 章 市役所業務から発生する廃棄物処理について

第 1 ウイルスが付着する可能性がある廃棄物の捨て場所の確保	5
第 2 市役所業務から発生するウイルスが付着する可能性がある廃棄物	5
第 3 廃棄物の処理方法	6
1 廃棄時の留意点	
2 廃棄作業方法	
3 処分方法	

第 3 章 医療関係機関等から発生する廃棄物処理について

第 1 医療関係機関等から発生する感染性廃棄物処理に関する基本的事項	7
第 2 医療関係機関等における感染性廃棄物処理対策	7
1 感染性廃棄物の管理体制の再確認	
2 保管場所の確保	
3 感染性廃棄物処理に必要な物資の確保	
4 感染性廃棄物の収集運搬及び処理業者の確保	

(参考文献)	9
----------	---

第 1 章 総 則

第 1 廃棄物処理マニュアルの目的

本マニュアルは、新型インフルエンザ発生時において、市役所業務及び医療関係機関等から生じる廃棄物の適正な処理方法を提示し、廃棄物処理に伴う感染防止と拡大防止策を講じ、廃棄物処理事業を継続することにより、衛生的な市民生活の維持、円滑な医療提供の確保を図ることを目的とする。

第 2 廃棄物処理マニュアルが対象とする廃棄物

本マニュアルは、次の廃棄物を対象とする。

- (1) 市役所業務(医療関係機関等は除く)から生じる廃棄物で、呼吸器系分泌物(鼻汁・痰等)を含んだティッシュ、個人防護具等で、ウイルスが付着する可能性がある廃棄物を対象とする。
- (2) 医療関係機関等から生じる感染性廃棄物。

第 3 感染性廃棄物の定義

1 廃棄物処理法における感染性廃棄物に関する規定

- ・ 感染性廃棄物は、特別管理廃棄物に該当すること。
- ・ 感染性廃棄物の処理を委託する場合は、特別管理廃棄物の収集運搬、処分(焼却又は又は滅菌)の許可を有する業者に委託しなければならない。

2 医療関係機関等の定義

医療関係機関等とは、病院、診療所(保健所、血液センター等)、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関(医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。)をいう。

3 感染性廃棄物の判定方法

感染性廃棄物は、医療関係機関等が行う医療行為等により廃棄物となった脱脂綿、ガーゼ、包帯、ギプス、紙おむつ、注射針、注射筒、輸液点滴セット、体温計、試験管等の検査器具、有機溶剤、血液、臓器・組織、マスク、その他個人保護具等のうち、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又はこれらのおそれのあるものである。

新型インフルエンザウイルスが含まれ、若しくは付着し、又はこれらのおそれがある場合は感染性廃棄物に該当する。

なお、感染性廃棄物に該当するか否かの具体的判定は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」により判断される。

(平成21年5月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

4 市役所業務から生じる廃棄物の感染性廃棄物の判定

廃棄物処理法では、感染性廃棄物に該当するか否かは、形状、排出場所、感染症の種類により判定されることから、感染性廃棄物の判定は次のとおりとなる。

- (1) 医療関係機関等以外の市役所業務から生じる廃棄物は、感染性廃棄物(特別管理廃棄物)には、該当しないこと。
- (2) 医療関係機関等から排出された廃棄物のうち、感染性があると判断された廃棄物は、感染性廃棄物(特別管理廃棄物)に該当すること。

第4 廃棄物からの新型インフルエンザ感染に関する基本的事項

(1) 主な感染経路は飛沫感染と接触感染と推測される。

- ・ 飛沫感染： 感染者の咳やくしゃみによりウイルスを含む飛沫が浮遊し、これを他者が吸入することによる感染経路。飛沫は1～2メートル以内しか到達しない。
- ・ 接触感染： ウイルスと眼・口・鼻等の粘膜等の直接・間接的な接触による感染経路。
(例) 感染者が咳、くしゃみ、鼻水を手でぬぐったあとに、机やドアノブ、スイッチ等に触れ、触れた場所にウイルスが付着することがある。
その付着したウイルスに他者の手が触れ、その手で眼や鼻、口に触れることにより、粘膜・結膜などを通じ感染する。

- (2) **廃棄物に付着したウイルスは数分～数十時間内に感染力を失うと考えられる。**
- ・ ウイルスは、粘膜・結膜などを通じて生体内に入ることによって細胞中でのみ増殖することができる。(細胞中以外の環境では、一定の時間で感染力を失うと考えられる。)
 - ・ 廃棄物に付着した通常のインフルエンザウイルスは、状況によって異なるが、数分から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。新型インフルエンザウイルスも、インフルエンザウイルスの一種であることを踏まえれば、一定の時間で感染力は失われると考えられる。
- (3) **容器や袋による密封、手袋の着用等により接触感染を防止できると考えられる。**

上記(1)～(3)から、廃棄物からの新型インフルエンザウイルス感染に関する事項をまとめると、

新型インフルエンザウイルスもインフルエンザウイルスの一種であることを踏まえれば、廃棄物の適正処理の観点からは、

通常インフルエンザに係る廃棄物の処理と同程度の取扱いを行うことにより、



廃棄物を媒体とした新たな感染をもたらすおそれはないと考えられる。

- (1) 市役所業務から排出される廃棄物の基本的取扱い
ごみ袋等により密封して排出すること。取扱い時には手袋を着用すること。
- (2) 医療関係機関等から排出される感染性廃棄物の基本的取扱い
「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を遵守すること。
医療関係機関等から排出される廃棄物で、非感染性と判断された廃棄物は、上記(1)と同等の取扱いにより処理すること。

第2章 市役所業務から発生する廃棄物処理について

第1 ウイルスが付着する可能性がある廃棄物の捨て場所の確保

- ・ ゴミ箱は、接触感染防止から、ノータッチ廃棄容器（足ペダル式開閉容器）を使用すること。
- ・ ゴミ箱の設置場所、回収した廃棄物の集積場所は一定の場所を指定すること。

第2 市役所業務から発生するウイルスが付着する可能性がある廃棄物

想定される主な廃棄物	廃棄時等の留意事項
呼吸器系分泌物（鼻汁・痰等） を含んだティッシュ	直ちにゴミ箱に捨てること。
職場の清掃・消毒に使用した ペーパータオル等	
個人防護具（一般的職場）	・使用後の個人防護具は外側にウイルスが付着している可能性があるため、脱ぐ際には汚染面を内側にする等、他へ触れないよう注意すること。
マスク	
手袋	
ゴーグル又はフェイスシールド	・個人防護具を外す際に手にウイルスが付着する可能性があるため、直ちに手洗いや消毒用アルコール製剤による消毒を行うこと。 医療機関等で使用した場合においては、必ず感染性廃棄物の判定を行い、感染性廃棄物と非感染性廃棄物を確実に分別を行い廃棄すること。
個人防護具（医療機関等の感染患者に 接触するリスクが高い職場）	
ガウン	
ヘッドカバー又は帽子	
靴カバー又はゴム長靴	
エプロン（ビニール製）	
電動ファン付呼吸器保護具（PAPR）	

第3 廃棄物の処理方法

1 廃棄時の留意点

- ・ ゴミ箱にはあらかじめゴミ袋をセットし、廃棄物に直接触れずに廃棄作業が実施できる用意を講じること。
- ・ ゴミ箱には嵩張る個人防護具は原則として入れないこと。嵩張る個人防護具は、排出者が直接ゴミ袋に入れ、直ちに密封し、指定された場所に廃棄すること。
- ・ ゴミ箱に入った廃棄物を他のごみ袋・容器等に移し替えることは、接触の可能性があるため行わないこと。

2 廃棄作業方法

- ・ 廃棄時には、ゴミ袋の口を強く結び、密封した上で指定された集積場所に持ち込むこと。
- ・ これらの作業に従事する者は、必ず手袋を装着し、手袋を外した後は直ちに手洗いや消毒用アルコール製剤による消毒を行うこと。

3 処分方法

- ・ 廃棄物の収集運搬及び処理(焼却)については、医療関係機関以外の市役所業務から生じる他の可燃性廃棄物と一緒に処理を委託することに問題はない。

第3章 医療関係機関等から発生する廃棄物処理について

医療関係機関等では、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、通常業務として適正に処理が行なわれていることから、本マニュアルでは、新型インフルエンザ対策における再確認、事前準備として想定される基本的な事項を記載する。

第1 医療関係機関等から発生する感染性廃棄物処理に関する基本的事項

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づく方法で適正に処理することにより、廃棄物を媒体とした新たな感染をもたらすおそれはないと考えられる。

したがって、新型インフルエンザに係る感染性廃棄物も、通常の感染性廃棄物と一緒に委託処理を行うことに問題はない。

第2 医療関係機関等における感染性廃棄物処理対策

1 感染性廃棄物の管理体制の再確認

- ・ 感染性廃棄物を生じる事業場は、廃棄物処理法の規定により特別管理産業廃棄物管理責任者を置くことが義務付けられている。
- ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者は、事前の準備として新型インフルエンザに係る廃棄物の取扱いについて、医師、看護師、清掃作業員等の関係者に周知・徹底を図ること。

2 保管場所の確保

- ・ 新型インフルエンザ流行の速度(患者数の急激な増加等)によっては、医療機関等の検査・受診の増加に伴う感染性廃棄物の排出量増加も懸念される。
- ・ 現状の保管容量が十分であるか検討し、必要に応じて保管能力(期間)を拡充するため、新たに保管場所を確保すること。
- ・ 新たに保管場所を設置する場合は、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物保管基準(周囲の囲い、掲示板の設置、他の物が混入するおそれのないように仕切りの設置、腐敗防止措置等)の遵守に留意すること。

3 感染性廃棄物処理に必要な物資の確保

- ・ 感染性廃棄物の保管容器等、廃棄物処理に必要な物資について、使用量増加や製造業者の事業自粛等により不足することも懸念されるため、状況に応じて備蓄量を増やす等の対策を講じること。

4 感染性廃棄物の収集運搬及び処理業者の確保

- ・ 感染性廃棄物の排出量増加の場合に備え、現在の委託業者以外の業者に追加的に委託する場合も想定し、あらかじめ他の処理業者と協議を行い、状況に応じて迅速に処理を委託できる対策を講じること。
- ・ なお、環境局では、感染性廃棄物処理業者に対して、感染性廃棄物を優先的に処理する体制及び各処理業者間における連携体制の構築など、感染性廃棄物の処理が滞ることなく適正に処理が行なわれるよう対策を講じる。

(参 考 文 献)

- ・ **事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン**
新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議
(平成21年2月策定)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/09-11.pdf>
- ・ **廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン**
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
(平成21年3月31日策定、環廃産発第090331008号)
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>
- ・ **廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル**
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
(平成21年5月11日改訂、環廃産発第090511001号)
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf>

『市役所業務・医療関係機関等から排出される廃棄物処理マニュアル』
第1版：平成21年5月策定

担当課

当該マニュアルに関する事項

環境局 環境首都政策課 582-2187

感染性廃棄物収集運搬・処理許可業者に関する事項

環境局 産業廃棄物対策室 582 2178